

取調べの機能と録音・録画

岡 田 薫

- ① 強姦事件の有罪判決が確定した後に真犯人が現れたり、公職選挙法違反事件で起訴された12名全員に無罪判決が言い渡されたりする事件があり、また、裁判員の参加する刑事裁判が、平成21年5月から始まることが予定されていることもあって、今まで外からはみえにくかった取調べの可視性を高めるべきではないかとの議論が活発になっている。
- ② 取調べの可視性を高める方法のひとつに、録音・録画がある。本稿では、まず取調べ状況の録音・録画の先進国と言われているイギリスの状況を検討する。あわせて、わが国とイギリスとでは、取調べの位置づけや機能に違いがあるので、その違いを紹介する。
- ③ 続いて、取調べの丁寧さと無罪率、起訴のあり方についての比較を行っている。
- ④ 次に、取調べは犯罪に関する真相を解明する手段のひとつであるので、取調べ以外の真相解明の手段と、それらの手段について、主として英米とわが国での活用状況を概観する。
- ⑤ 職業裁判官による裁判か、陪審制、参審制による裁判かによって、公判手続だけではなく、公判前手続、捜査のあり方、場合によっては実体刑法まで違ってくると言われている。裁判員制度の採用はそれだけ大きな変革である。そのことを前提にしながら、録音・録画をめぐる関係者の意見、マスコミの反応・意見を紹介する。
- ⑥ 冤罪と録音・録画の関係は必ずしも明らかではないが、録音・録画以前の問題として冤罪の防止は重要である。従来、あまり比較して論じられてこなかった陪審制下の冤罪とわが国の冤罪、すなわち、陪審制を前提に取調べ以外の真相解明手段を重視してきた英米と、丁寧でときとして熱心すぎる取調べと徹底した捜査を特徴としているわが国での過去の冤罪状況を参考として紹介する。

主要記事の要旨

資源消費大国中国とその資源外交 —資源小国日本にとって持つ意味—

三 田 廣 行

- ① 中国は、豊富な石炭資源を有しているが、生産地と消費地の隔たりや環境負荷等の問題で課題を抱えている。しかし、石炭は、急増する中国のエネルギー需要を支えてきているエネルギー資源の中心であり、今後、この消費構造を変えるのは困難が伴う。
- ② 中国の原油埋蔵量は、他の主要産油国に比べても少なく、急増する石油関係のエネルギー需要を賄えない。中国の持続的経済成長を維持するため、石油資源を輸入に依存せざるをえない状況になっている。
- ③ 中国の天然ガスの生産・消費は、近年二桁成長を続けており、将来的に不足が予想されている。中国は、クリーンな天然ガスの消費を拡大させるため、天然ガス生産国から安定的輸入を目指している。
- ④ 中国は、レアメタルの主要生産国であり、日本も鉱種によっては大部分のレアメタルを依存する構造になっている。中国もレアメタル輸出を抑制する方向の政策を採ってきており、日本として、安定供給のため、中国との緊密な協議が求められる。
- ⑤ 原油価格の高騰が止まらない状況にあるが、この要因として、中国を始めとする新興諸国の石油需要急増、原油等生産地域における地政学的リスク、投機・投資資金の原油市場への流入、資源ナショナリズムの高揚などが挙げられている。
- ⑥ 中国は、自国の高度経済成長を維持するため、世界の広範囲な地域に進出し、石油等のエネルギー資源などの調達を図っている。しかし、欧米先進国が進出していないリスクの大きい地域や人権等の問題を抱えている国にならざるを得ない事情を抱えている。
- ⑦ 中国の資源外交は、人権問題等で問題のある国々を中心に行っているため、欧米先進諸国から批判されているが、資源獲得ばかりでない外交・政治戦略を持って行われている。
- ⑧ 中国の石油等の資源獲得戦略の三大地域は、中南米、ロシア・中央アジア、中東・アフリカであるが、特に、近年はアフリカ地域を重視してきている。欧米諸国は、なりふりかまわぬ同地域への進出を好ましく思っていないが、同地域の諸国は、政治的条件を付けないうちに中国の進出を歓迎している。しかし、中国の過大な進出には現地との軋轢も生じている。いわゆる「新植民地主義」と欧米から批判されているものであるが、中国としても、国際社会とも協調する外交を進めようとしている一面も見られる。
- ⑨ 日中関係は、両国にとって重要な二国間関係にあり、両国の安定、発展は、世界の安定、発展に寄与するものである。両国には、2008年5月の「日中共同声明」に沿った対応が求められる。同時に、日本としても戦略的外交を推進する必要がある。

国際人道法と国際人権法の相互作用

— 人道法は人権法に優先するのか —

松 葉 真 美

- ① 「テロとの戦争」の中、米国に拘束されたテロ容疑者に対する非人道的な取扱いの疑いが提起されている。このことは、個人は、その生命と尊厳といった基本的な権利を常に保障されるべきであるにもかかわらず、国際法上、戦時と平時に異なる法体系が機能してきたため、法の保護の隙間に陥ってしまったものがあることを表している。
- ② 国際法上、戦時には国際人道法が、平時の人権保障については国際人権法が適用される。国際人道法は、戦闘の手段・方法の規制と戦闘員や文民の保護を規定する。一方、国際人権法は、個人の国家権力からの自由と保護を一般的に規定している。両者は、異なる起源を有し、それぞれ独立して発展してきたが、個人の生命と尊厳の保護という目的と規範を共有している。
- ③ 今日では、国際人道法と国際人権法が適用される状況は、戦時、平時というように単純には二分できず、より複雑化している。そこで、1960年代後半から、国際人権法が戦時にも継続して適用されることが、国際連合や人権条約機関の議論、及び判例を通して認められるようになってきた。
- ④ 国際人道法と国際人権法が同時に適用されるとなると、次に、両者の競合関係が問題となる。国際司法裁判所や米州人権委員会は、国際人道法を「特別法 (*lex specialis*)」と表現した。「特別法は一般法に優先する」という原則に従うと、国際人道法は国際人権法に常に優位して適用されることになりうる。
- ⑤ たしかに、戦時という特殊な状況に適用されるべく形成されてきた法である以上、国際人道法は、特別法としての性質を有する。しかし、国際人道法と国際人権法は、個人の生命と尊厳の保護という目的と規範を共有しているのであるから、両者に適用関係の序列をつける必要はない。むしろ、その目的の実現に向けて、互いに補完的に適用されることが求められている。すなわち、国際人道法の適用対象の限定性や履行確保制度の弱さは、国際人権法の適用によって補われることが期待される。また、人権条約の領域的管轄の限界や、緊急時における権利保護義務の離脱規定による保護の隙間は、国際人道法によって補われることが望まれている。